

都立公園の多面的な活用の推進方策について

答申

平成29年5月

東京都公園審議会

答申にあたって

平成28年9月16日、東京都公園審議会は、東京都知事から「都立公園の多面的な活用の推進方策について」諮問されました。諮問の趣旨は、社会の成熟化による価値観の多様化やグローバル化が進む中、都立公園が、その公園の有する多様なポテンシャルを発揮することで、新たな都市生活や都市活動のニーズに対応していくことが求められており、民間のアイデアも取り入れた多面的な活用を推進する方策を検討する必要がある、というものであります。

これを受け、本審議会に専門部会を設置し、専門的かつ集中的に調査審議を重ね、平成29年3月には中間のまとめとして、都民に広く意見を募るパブリックコメントを実施しました。都民の皆様から寄せられた貴重なご意見を基に、さらなる調査審議を行い、この度、本答申をまとめたものであります。

都立公園は、これまで行政が設置し、管理運営する主体でありましたが、社会状況の変化により、公園施設の設え方、使い方に多様化、高度化、柔軟性が求められ、主体が公から民あるいは民との連携・協働が求められてきています。

昨年、国土交通省が公表した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめにおいても、都市公園は多機能性を発揮すべきとされ、民との連携を加速すること等が提言されています。

本答申では、このような時代の潮流を踏まえた上で、新たな社会要請に応える都立公園像を示し、その実現に向けた戦略的な一歩を、官民の連携・協働により進めるための方策を明示いたしました。

本審議会は、東京都がこの答申に基づき、戦略的かつ主体的に都立公園の多面的な活用の取組を行い、これまで以上に魅力的で心地よい、自然とのふれあいを通して日本の歴史・文化・伝統を感受できる都立公園の管理・運営がなされることを期待いたします。

平成29年5月

東京都公園審議会会長 山田 勝巳

目 次

答申にあたって

I 都立公園の現状と課題	
1 都立公園の現状	1 ページ
2 都立公園を取り巻く社会状況と課題	3 ページ
II 都立公園の多面的な活用のあり方	
1 多面的な活用の必要性	7 ページ
2 多面的活用の方向性	7 ページ
3 多面的な活用のイメージ	9 ページ
(1) 民間による公園施設の設置、運営	10 ページ
(2) 民間のまちづくりとの連携	12 ページ
III 都立公園の多面的な活用の推進方策	14 ページ
(1) 民間活力の発揮	14 ページ
(2) 都立公園としての公共性の確保	15 ページ
(3) 官民による連携・協働の推進	17 ページ

参考資料

東京都公園審議会諮問文

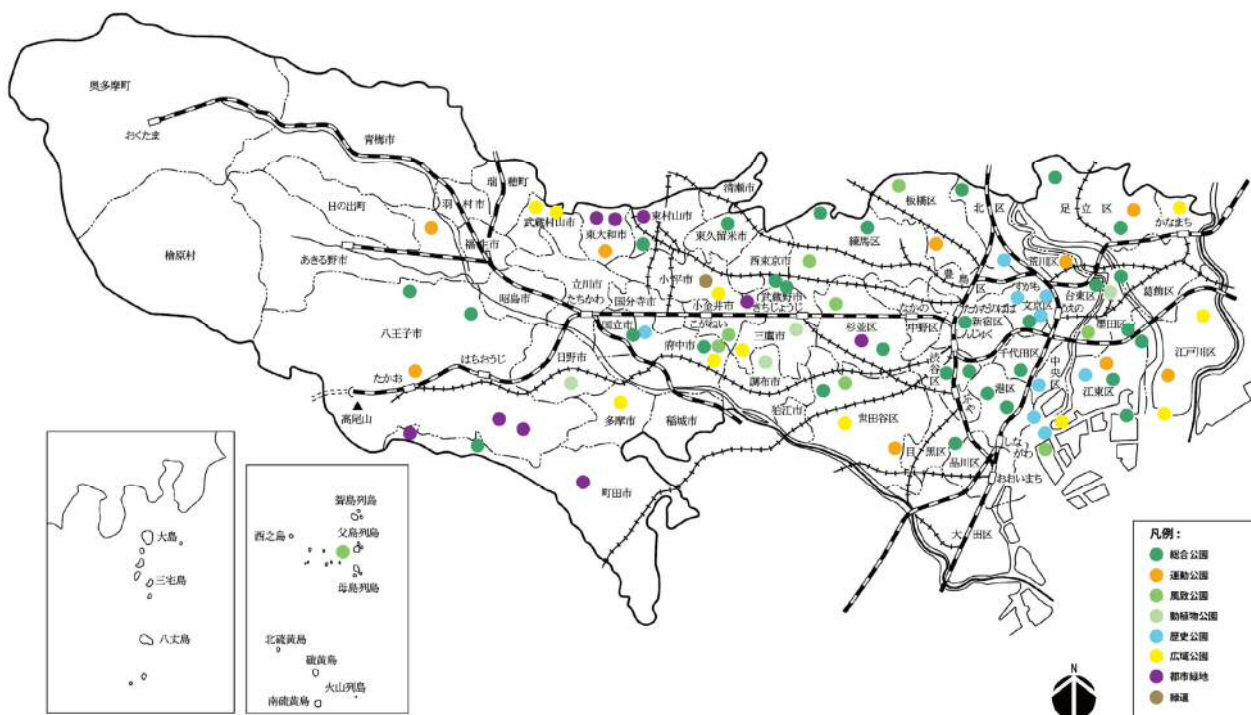
東京都公園審議会委員・専門部会委員名簿

調査審議の経緯

I 都立公園の現状と課題

1 都立公園の現状

都立公園は、都市公園法及び東京都立公園条例に基づいて東京都が設置及び管理する都市公園*1で、概ね 10ha を超える大規模公園や文化財庭園等が該当し、平成 28 年 4 月 1 日現在、総合公園 30 箇所、運動公園 9 箇所、広域公園 11 箇所、風致公園 9 箇所、動植物公園 4 箇所、歴史公園 9 箇所、都市緑地 9 箇所、緑道 1 か所の計 82 箇所が開園している。

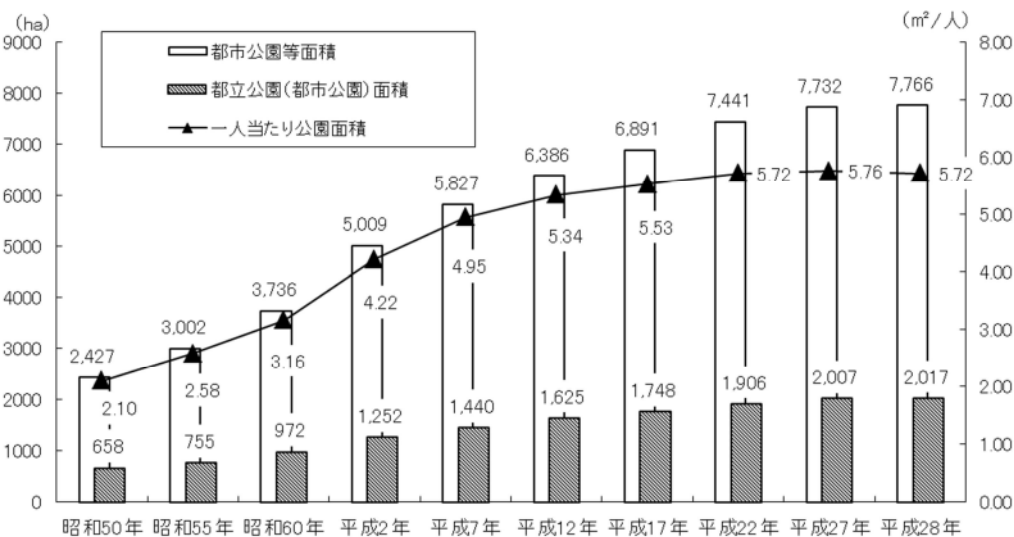


<都立公園の位置と公園種別>

これらの都立公園は、都市における貴重な緑とオープンスペースであり、①自然とのふれあいや、レクリエーション活動、運動、文化活動、散策等の多様な活動の場を提供（やすらぎ・レクリエーション）するとともに、②都市に季節感などの潤いや美しい景観をもたらし、都市の風格を高める（景観）だけでなく、③地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などによる良好な都市環境の保全（自然環境・生物多様性保全）に加えて、④発災時には避難場所、避難路、延焼防止、救出救助等の活動拠点（防災）となる、といった多面的な機能を有する都市の根幹的なインフラである。

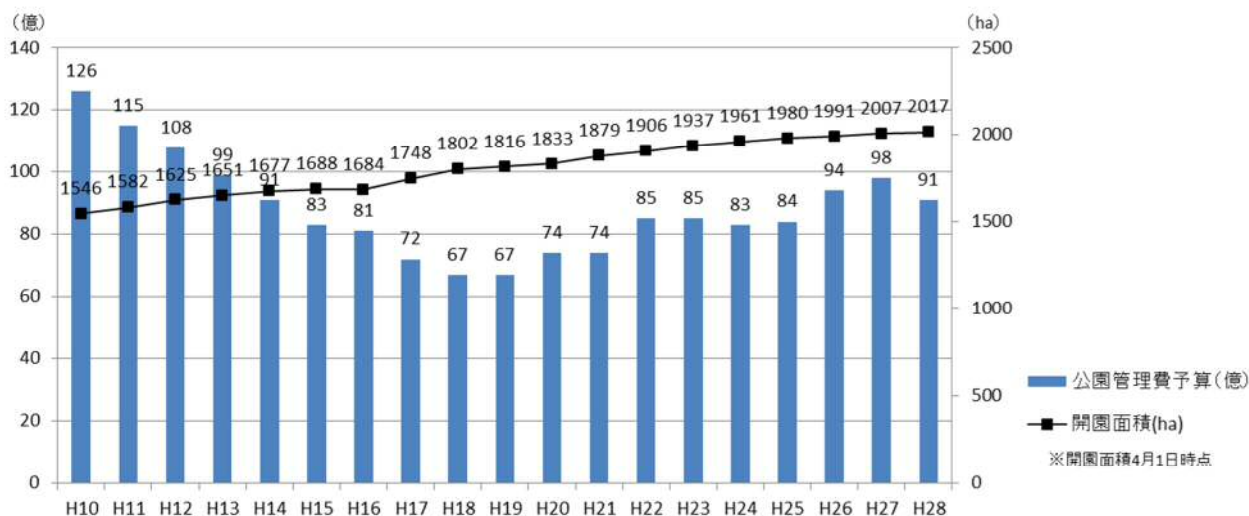
*1：都市公園の公園種別には、都市基幹公園である総合、運動公園、大規模公園である広域公園、特殊公園の風致、動植物、歴史公園のほか、住区基幹公園となる街区、近隣、地区公園などがある

都立公園を含む東京都内の都市公園等の面積は約 7,766ha（うち都立公園約 2,017ha）で、都民一人当たりでは約 5.72 m²となっている。一人あたりの都市公園面積の目標数値である 10 m²には届いておらず、国内外の都市と比較しても低い水準にあり、引き続き都立公園の整備が進められている。



<東京都における都市公園等面積の推移>

都立公園の管理は、東京都自らが行なう「直営管理」から、都出資団体への「管理委託」を経て、平成 18 年度より民間のノウハウを活かした管理を進めるため「指定管理者制度」を導入し、現在、79 公園で指定管理者による管理を行っている。また、公園の開園面積が年々増加している一方で、維持管理予算は一定でなく、年度により変動する傾向にあり、限られた予算で管理水準の確保に努めている。



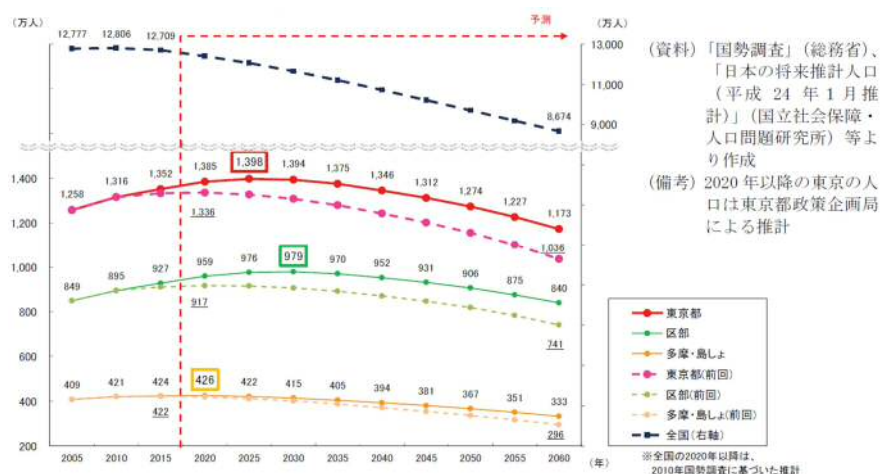
<都立公園の維持管理費用と開園面積の推移>

2 都立公園を取り巻く社会状況と課題

(少子高齢化と人口減少社会)

東京の将来人口は、今後もしばらく増加を続けるものの、2025年の1,398万人をピークに減少に転じるものと見込まれている。また、2015年度の東京の老年人口の割合(高齢化率)は22.7%であるが、2025年には23.3%になる見込みで、2015年から2060年までに急速な高齢化が予測されている。さらに、合計特殊出生率は近年上昇傾向にあるものの、依然として都道府県別にみると最低の水準となっており、社会を支える人口の減少による影響が危惧されている。

このため、子どもが健やかに成長できる、高齢者が健康な生活を送れる都市を目指す必要がある。

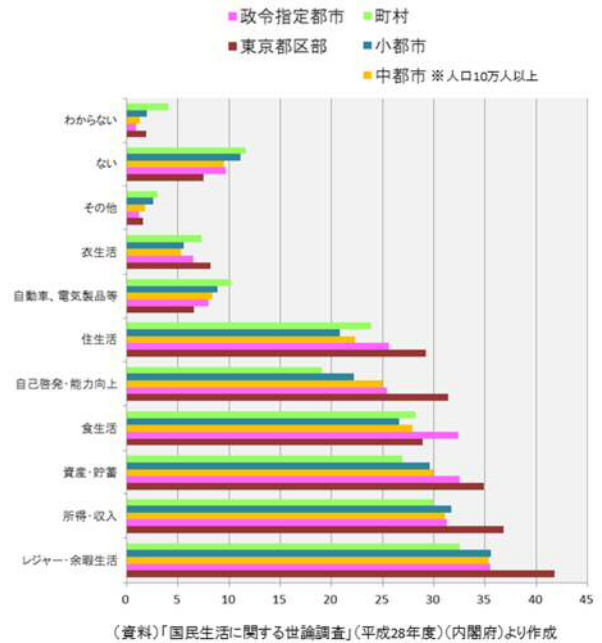
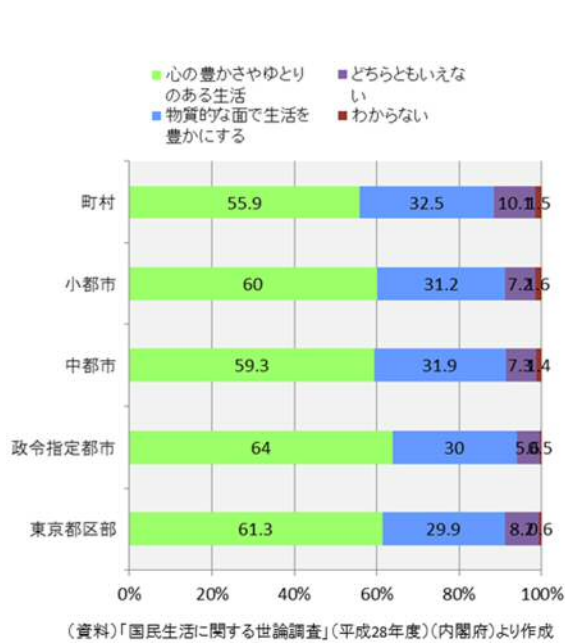


<全国と東京都の人口の推移>

(価値観の多様化)

内閣府の世論調査によると、「物質的な面で生活を豊かにする」より「こころの豊かさやゆとりある生活」をこれからは重視する割合が高まっているとともに、今後の生活の力点として、「レジャー・余暇生活」の割合が最も高くなっている。

このように、成熟社会を迎えて都民の価値観も多様化してきており、充実感、満足感が得られるように、生活の質の向上やこころの豊かさ等を求めるニーズに対応していく必要がある。

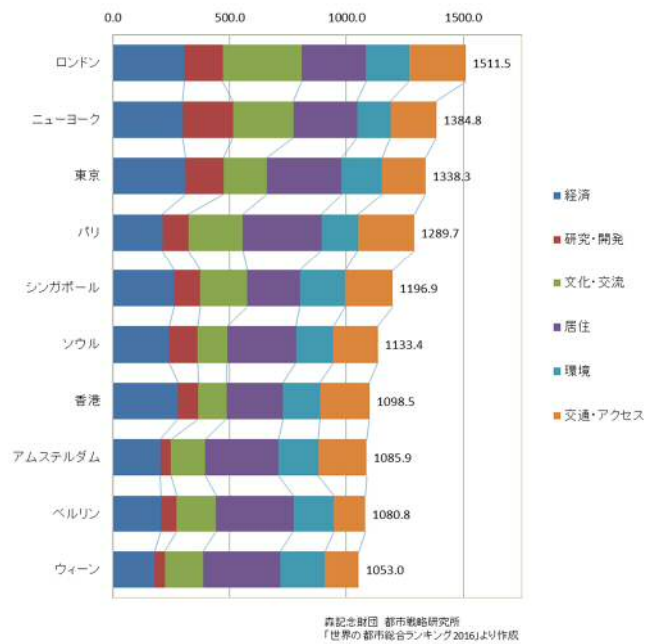


<これからは心の豊かさか、まだものの豊かさか>

<生活の力点>

(グローバル化による世界的な都市間競争の激化)

東京は、民間シンクタンクの世界の都市総合ランキングで、2016年にはパリを抜きロンドン、ニューヨークに次いで3位に上昇している。また、平成27年時点の訪日外国人は年間約2,000万人、訪都外国人は約1,200万人と過去最大を記録した。なお、平成28年の訪日外国人は2,400万人(速報値)であり、さらなる増加傾向が予測できる。



<世界の都市総合ランキング 2016 上位10都市>

世界的な都市間競争が激化するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え世界の注目が東京に集まる中、ビジネス、インバウンドの面からも、東京はより魅力的な都市となり、国際競争力を高めていく必要がある。



出典:「平成27年東京都観光客数等実態調査」(平成28年5月)(産業労働局)

<訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移>

(民間による公共的な活動の活発化)

東京都心部では、都市再開発等により良質な緑とオープンスペースが創出されるとともに、賑わい創出、良好な環境の保全等の活動によって、まちや地域の魅力を向上させようとするエリアマネジメント*2団体の取組が活発化している。

また多摩部においては、地域活性化や住まいづくりなど、暮らしを様々な角度から支援する取組とあわせて、都市公園の指定管理を行っているNPO法人もみられる。

こうした民間による公共的な活動が広がりを見せる中、民間と公共とがより連携することで、都市の魅力や価値を高めることが期待できる。



<千代田区神田淡路町二丁目西部地区>
都市公園と一体的な広場空間(左)とエリアマネジメント活動(右)
(写真:安田不動産㈱ 提供)

*2: エリアマネジメントとは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。特徴は1. 「つくること」だけでなく「育てること」、2. 行政主導ではなく住民・事業主・地権者等が主体的に進めること、3. 多くの住民・事業主・地権者等が関わりあいながら進めること、4. 一定のエリアを対象にしていること、である。(エリアマネジメント推進マニュアル 国土交通省(平成20年3月))

(東京都の計画等)

東京都は平成 28 年 12 月に公表した「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン」では、「新しい東京」を目指して、①セーフ シティ（もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京）、②ダイバーシティ（誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京）、③スマート シティ（世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京）の 3 つのシティの実現に向けて政策を展開していくこととされている。

このため、都立公園の整備、管理に当たっても、この 3 つのシティの実現の観点から展開していく必要がある。

また、平成 28 年 9 月に公表された東京都都市計画審議会の答申「2040 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」では、地域像として、(仮) 中枢広域拠点域（概ね環状第 7 号線の内側）、(仮) 都市環境共生域（概ね環状第 7 号線の外側から西側は武蔵野線まで、東側は都県境まで）、(仮) 多摩広域拠点域（概ね武蔵野線から圏央道まで）、(仮) 自然環境共生域（概ね圏央道の外側と島しょ部）の 4 つの地域区分に再編すること等が示されたところである。この答申を踏まえて、現在、2040 年代の都市像を示す「都市づくりのグランドデザイン（仮称）」の検討が進められている。

(国の動向)

国土交通省より、平成 28 年 5 月に公表された「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ」では、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行すべきとし、重視すべき観点として、①ストック効果^{*3}をより高める、②民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、の 3 点を挙げている。

この最終報告を踏まえて、国では、都市公園の魅力を向上し、そのストック効果を一層高めるために、民間事業者の資金やノウハウを公園施設の整備・運営に積極的に活用するための制度の創設が進められており、都立公園についても国の動向も見据えながら新たな展開について検討する必要がある。

*3：ストック効果とは、整備された社会資本が機能を発揮することによって、整備直後から継続的に中長期間にわたり得られる効果のこと。防災力の向上や、生活の質の向上をもたらす効果、生産拡大効果がある。（都市公園のストック効果向上に向けた手引き 国土交通省（平成 28 年 5 月））

II 都立公園の多面的な活用のあり方

1 多面的な活用の必要性

都立公園は、やすらぎ・レクリエーション、景観、自然環境・生物多様性保全、防災といった多面的な機能を有する都市の根幹的なインフラである。

これまでも、多様化するニーズに応じていくために、駒沢オリンピック公園において、店舗デザインから建築・運営までを一体的におこなうレストラン事業者の募集・選定を平成 27 年度に行ない、また、汐入公園など 4 つの都立公園において、国家戦略特区を活用した保育所の設置に取り組んできたところである。

しかしながら、少子高齢化と人口減少社会、社会の成熟化による価値観の多様化、グローバル化による世界的な都市間競争の激化、民間による公共的な活動の活発化といった社会状況の変化が急激に進行するとともに、東京都の新たな実行プラン等の作成、国の新たな都市公園政策の動向といったさらなる状況の変化も生じている。

これらの社会状況の変化に伴う諸課題に対応しつつ、都立公園の魅力や価値を向上させ、東京をより魅力的にしていくためには、都立公園が持つポテンシャルを最大限発揮させる取組、すなわち都立公園が潜在的に有する多面的な機能を、都民、来園者、旅行者等の様々なニーズに対応して一層発揮させることでそのストック効果を高める取組（以下「多面的な活用」という。）を更に推進していく必要がある。

2 多面的な活用の方向性

多面的な活用については、多様な役割を担う都市の根幹的なインフラとしての都立公園の性格や、社会状況の変化に的確に対応していく必要性等に鑑み、以下の方向性に沿って推進していくことが適当である。

（緑とオープンスペースの重要な機能の確保、向上）

社会の成熟化により、こころの豊かさやゆとりのある生活を求める声が強まる中、都立公園は、都民にとってやすらぎやレクリエーション、自然とのふれあいを提供する場として、生活の質の向上をもたらすものである。また、国内外の観光客にとっては自然と共生する風格ある都市を実感することができる貴重な資源である。さらに、首都直下型地震をはじめ大規模災害が懸念される東京において、避難場所、救出救助の活動拠点等の防災上重要な役割を担っている場である。

このため、多面的な活用は、東京における貴重な緑や都民の安全に係る防災機能といった、都立公園が有する緑とオープンスペースがもたらす重要な機能の確保、向上を地域資源も活用しながら進めていくことを基本とするべきである。

(都立公園ごとの個性・特性の発揮)

都立公園は、成り立ち、規模、利用状況等の特性がそれぞれ異なっており、地域の歴史や自然環境を色濃く残した場として東京の歴史、伝統、自然、文化上貴重な資源となっているものもある。こうした資源を活用し、まちの魅力につなげていくことが必要である。

また、高度な都市機能が集積し国際的なビジネス・交流機能の強化が目指されている都心部の公園もあれば、連担する丘陵地と河川が一体となった自然環境を形成している多摩地域に存する公園など、立地もそれぞれ異なるほか、公園周辺の土地利用や、自然景観、観光地、産業等の地域資源にも違いがある。都立公園ごとに異なる地域性や資源を踏まえ、現在もその特性に応じた管理がなされている。

そのため、多面的な活用においては、その取組において画一的なものにせず、都立公園ごとの個性や特性を踏まえてそれらが十全に発揮されるよう進めるべきである。

(まちの中の心地よい場の創出)

社会が成熟化する中、自宅（第一の場）と職場や学校等（第二の場）の間にある「サード・プレイス」、すなわち「自分らしさを取り戻すことができる第三の居場所」の必要性が提唱され、公園も「サード・プレイス」のひとつとして捉えられており、例えば、南池袋公園（東京都豊島区）ではこの考え方に基づいた整備・運営がなされている。

価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴い、ニーズが多様化する中、都立公園についても、その特性を活かして、来園者それぞれの好みやニーズに応じた楽しみ方ができ、居心地よく過ごせるサード・プレイスとして活用されることが考えられる。例えば、集い・交流し・楽しむことや、子どもも大人も遊び・学び・体験すること、あるいは一人で自然・景観を眺めながらゆったり過ごす等が考えられ、多様な使い方や過ごし方の幅を一層広げることができる。

更に、サード・プレイスの理念を取り入れることで人と人とのつながり、人と地域とのつながりが生まれ、より「人が集まる」「人気が高まる」都立公園になるほか、多様な主体による魅力づくりへの参画も進むことで「愛着心が育まれる」都立公園になることも期待できる。

(官民の連携・協働)

近年、官民連携のあり方が多方面で議論され、都市公園においても様々な取り組みが行われている。景観形成、観光振興、コミュニティ形成等、都市の抱える諸課題や多様化するニーズに対し、民間のアイデア・ノウハウを活用することで、スピード感のあるきめ細やかなサービス等を実現している。

また、東京では、都市再開発等により良質な緑とオープンスペースが創出されるとともに、地域の価値を高めるエリアマネジメント活動が活発化するなど、まちづくりにおいて民間による公共的な活動が広がっている。こうした活動等を通じ、公的な空間の管理、運営等に関するノウハウを、民間が蓄積しつつある。

このように、これまで行政が主体であった公園の管理、運営等のあり方は、過渡期を迎えていると言える。都立公園の整備や維持管理等、行政が自ら行うべきことは引き続き着実に実施する必要があるが、これまで都立公園を利用していない人をも引き付ける、充実感、満足感が得られる質の高い場を提供するには、これまで以上に民間のアイデア・ノウハウの活用を通じて、官民の連携・協働を深めていく必要がある。

3 多面的な活用のイメージ

多面的な活用の具体的な形態はそれぞれの都立公園の個性・特性に応じて検討していくべきものであるが、「Ⅰ. 2 都立公園を取り巻く社会状況と課題」及び「Ⅱ. 2 多面的な活用の方向性」を踏まえ、民間事業者、NPO法人、エリアマネジメント団体等の民間（以下「民間」という。）とともに進める、都立公園における多面的な活用で想定される概括的なイメージを例示する。

(1) 民間による公園施設の設置、運営

都立公園の魅力や価値を高め、発信するために、民間が行う多面的な活用の取組のイメージとして、公園施設の設置や運営により、多様な場を創出することが考えられる。

都民、旅行者、ビジネスパーソン等の来園者がそれぞれの楽しみ方をみつけ、快適に過ごせる公園をコンセプトとすれば、例えば

- ・緑の中で癒され、リラックスしながら自由な時間が過ごせるよう、屋内や樹林地、大きな広場など思い思いの場所にイスや敷き物を置いて飲食を楽しむことができるレストラン・カフェの設置、運営
- ・あるいは、天候や季節を問わず公園を利用できるような、インドア・プレイグラウンドやバーベキュー等も展開できる屋根つき施設の設置、運営とともに、周辺の樹林地を活用して子供が学び、体感できるフィールドアスレチックといったプログラムの提供

等の取組が考えられる。

また、来園者が自然を身近に感じながら居心地よく過ごせる公園をコンセプトとすれば、アクティビティ等の体験プログラムとあわせて、気軽に快適に過ごせるテント等での宿泊といった野外体験を提供すること等が考えられる。



軒下は、天候を問わず
多様な使い方、過ごし方ができる
心地よい場所

木陰・日なた・屋内など、
その時々に応じ、
飲む・食べる場所を自由に選択

大きく成長した樹木は
公園の貴重な資源として活用

多くの方が親しみを持ち、
自然景観とも調和する、
都立公園ごとの個性・特性を生かした
施設デザイン

好きな場所で座り、
休憩できるイス

大きな広場は、
休む、遊ぶ、食べる、運動する
など、幅広く利用

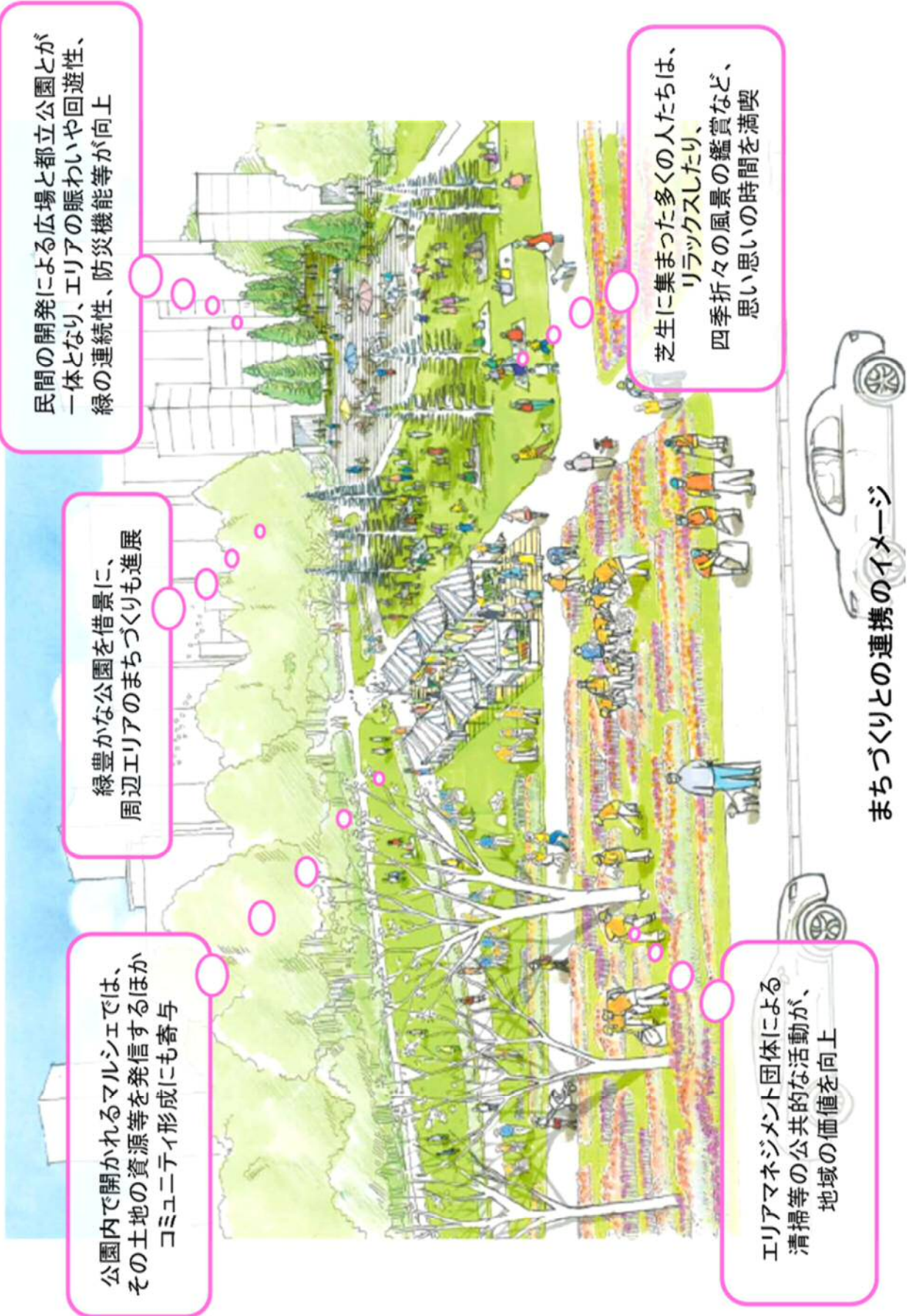
公園施設の設置、運営のイメージ

(2) 民間のまちづくりとの連携

民間によるまちづくりと連携することで、都立公園の効果がまちに浸み出す多面的な活用も考えられる。

都立公園と周辺のまちづくりが一体となった取組として、公園と都市再開発等で創出される緑や広場空間等が結びつき、四季折々の美しい緑が市街地に編み込まれ、様々な活動が展開されていくことが考えられる。具体的には、淡路公園（東京都千代田区）や檜町公園（東京都港区）のような、国際競争力の強化を目指し、都市再生特別地区等を活用した都市再開発等が実施される場合に、当該開発により創出される広場空間と都立公園とを一体的に整備、管理することにより、エリアの賑わいや回遊性、緑の連続性、防災機能の向上など、質の高い都市空間が形成できると考える。さらに、上記の広場空間の管理者を含むエリアマネジメント団体と公園管理者（指定管理者を含む）がマルシェ等のイベント、防災訓練等を連携して行うことで地域の魅力や価値を高めるほか、コミュニティの醸成を促進する効果も期待できる。

また、都立公園が核となりまちの魅力を高める取組として、例えば、公園に設置したカフェ等が地域に開かれた場となり、コミュニティ形成や地域資源活用の拠点となることも考えられる。更にはこのような取組が契機となり、公園周辺の民間によるまちづくりが進展することなども期待できる。



民間の開発による広場と都立公園とが
一体となり、エリアの賑わいや回遊性、
緑の連続性、防災機能等が向上

緑豊かな公園を借景に、
周辺エリアのまちづくりも進展

公園内で開かれるマルシェでは、
その土地の資源等を発信するほか
コミュニティ形成にも寄与

芝生に集まった多くの人たちは、
リラックスしたり、
四季折々の風景の鑑賞など、
思い思いの時間を満喫

エリアマネジメント団体による
清掃等の公共的な活動が、
地域の価値を向上

まちづくりとの連携のイメージ

Ⅲ 都立公園の多面的な活用の推進方策

都立公園の多面的な活用を推進するに当たっては、① 都立公園の魅力や価値を高めるために、民間活力を可能な限り発揮させていくこと（民間活力の発揮）、② 都立公園が様々な公共的な役割を担うインフラであることから、その公共性を確保していくこと（都立公園としての公共性の確保）、及び③ ①、②の視点を官民が調整して多面的な活用を適切かつ円滑に実施していくこと（官民による連携・協働の推進）、という3つの観点を確認していくことが必要不可欠である。

なお、多面的な活用の推進に当たっては、幅広い民間の参画を得ることが望ましいこと、地域の理解を得ることが必要であることなどから、都立公園の多面的な活用に対する民間や地域の機運醸成を図るとともに、慎重に制度構築を進めるため、対象公園での取組を評価しながら、段階的に進めていくことが適当である。

（１）民間活力の発揮

（基本的な視点）

- 民間活力によって都立公園の魅力を向上させる観点から、民間がそのアイデア・ノウハウを十全に発揮することができるよう、十分配慮することが重要である。
- 多面的な活用の推進に当たっては、民間のアイデア・ノウハウを広く公募するとともに、その評価は、公平性、透明性が確保される手法で行う必要がある。

（導入可能性の検討）

- 民間活力の導入にあたっては、民間のアイデア等を発揮できるポテンシャルのある公園での実施が必要である。
- 多面的な活用の方向性やコンセプトのほか、民間の参入可能性や事業の実現性について検討を深めるために、複数の民間関係者から事前にヒアリング等の調査を実施することが適当である。
- 国内外における民間活力を導入した多面的な活用の先進的事例について、日頃より情報収集に努める必要がある。

（公募条件の設定）

- 民間提案の公募に当たっては、公園施設等に関するハード面のみならず、サービス内容や公園の使い方等のソフト面についても広く提案を求めることとし、ハード・ソフト両面から都立公園の魅力を高める必要がある。

- 公募に当たっては、公園経営の観点から作成された都立公園の基本計画及び管理計画との整合を図ることを原則とするが、民間活力をハード面又はソフト面で発揮させるため、多面的な活用の取組によっては、必要に応じて関連する計画や基準、運用の見直しを検討することが適当である。
- 民間が収益を生み出す源泉となる公園施設等の設置、維持管理及び運営に係る費用については、民間資金の活用の観点からも原則民間が負担するものとする。
- 公共貢献の程度としては、都立公園の特性に応じて、民間活力の効果を地域に広げる観点から、公園内でのコミュニティ活動など、地域における公共的活動についての提案を求めることも考えられる。

(提案の選定)

- 民間がその能力を発揮して柔軟な提案ができるようにする観点からも、公募型プロポーザル方式によるなど、複数の提案から選定することが適当である。
- 審査に当たっては、多面的な活用の取組、都立公園の特性等に応じて、民間のアイデアを的確に評価するため、多方面の分野の有識者も加えた審査会において選定される必要がある。

(2) 都立公園としての公共性の確保

(基本的な視点)

- 都立公園は、都市環境の保全や防災機能といった公共的な役割を担っており、都民をはじめ多くの方々が、緑とオープンスペースがもたらす効果を楽しむ重要なインフラである。このため多面的な活用は、都民等の多様なニーズに対応するとともに、公園の持つ機能を確保し、さらに向上させるよう、地域資源も活用しながら進めていくべきである。

(前提条件)

- 多面的な活用は、都市計画、その他公園経営の観点も踏まえ作成された都立公園に関する計画との整合性を図るとともに、東京の価値を高める観点から作成された都政全体のプランやビジョンとの整合性も図りながら進める必要がある。
- 多面的な活用を導入する都立公園とその取組の選定については、その公園の特性や立地、周辺の土地利用の状況、交通アクセス等を十分勘案し、思わぬ悪影響が生じないよう配慮する必要がある。

- 多面的な活用のための施設の設置場所の選定については、東京において貴重な緑と都民の安全に係る防災機能といった、緑とオープンスペースがもたらす重要な機能を確保し、向上するよう配慮する必要がある。

(公募条件の設定)

- 公募にあたっては、提案を求める区域、提案を想定している施設やコンセプト等について、前提条件を踏まえた適切な条件設定をする必要がある。
- 民間が設置する施設等については、都立公園の特性等に応じてその機能をより向上させる観点から、例えば防災機能、地域活性化機能等も一体として提供されることが適当である。
- 多面的な活用を都立公園のうち一定の広い区域において導入する場合には、来園者が自由に利用できるエリアを適切に確保するなど、広範な来園者が利用できる機会を確保する必要がある。
- 多面的な活用により都立公園内で収益を得ることとなる民間に対しては、公共貢献を求めることが適当である。例えば、施設やサービスから得られる収益の一定割合を公的な活動の財源として提供することや、当該収益の一定割合を民間による公共的な活動に充当するなどにより、当該収益を都立公園の質の向上に還元する仕組みを導入することが考えられる。
- 公募条件が都立公園の価値を高めることに繋がるのか、必要に応じて、多方面の分野の有識者の意見を聴くことも考えられる。

(提案の選定)

- 提案の選定は、来園者へのサービス向上、導入される施設等のデザイン、事業の安定性、継続性、公共貢献の程度等から評価する必要がある。
- 来園者へのサービス向上や施設等のデザインの評価については、個別の都立公園の特性はもとより、周辺の自然、景観、歴史、文化等との調和を求めることが必要である。
- 公共貢献の程度の評価については、施設やサービスから得られる収益のうち公共貢献に充てる割合を評価するほか、民間による具体の公共的活動を評価すること等が考えられる。

(導入後の対応)

- 多面的な活用の導入後は、民間から運営状況の報告を定期的に受けること等によって、来園者へのサービス向上の効果のほか、都立公園の管理の適正性、事業の安定性、継続性等を確認するなど、事後的な検証を行うことが適当である。

- 公共貢献として収益の一部を公的な活動の財源として民間から提供される場合は、多面的な活用が行われる公園だけでなく、都立公園全体の質が向上するような取組に還元することも考えられる。
- 具体的な公共貢献の実施状況については、透明性の確保等の観点から、情報公開の取組を進める必要がある。

(3) 官民による連携・協働の推進

(基本的な視点)

- 多面的な活用は、民間と都立公園全体の管理を担う行政（指定管理者を含む。以下「行政」という。）とが、継続的かつ組織的に目指すべき方向性を共有し取り組む必要があるため、十分な連携・協働を図っていくことが重要である。
- 都立公園の質や魅力の向上にあたっては、公園の中にとどまらず、周辺エリアにも目を向け、官民の連携・協働のもと、取り組むことが適当である。

(役割分担)

- 民間は、多面的な活用により都立公園に導入した施設やサービス提供エリア等の管理、運営を担うことが適当である。
- 行政は、緑や防災等の根幹的機能や資源を適切に確保し、向上させていく観点から、都立公園の計画及び都立公園全体の管理、運営を担うことが適当である。
- 都立公園を含む一定エリアで、エリアマネジメント活動等、民間による地域の魅力や価値を向上させる取組がある場合には、多面的な活用に取り組む民間や行政は、これらの活動に積極的に参画することが適当である。

(公園価値向上に向けた連携・協働)

- 民間と行政は、地域資源を活用しながら都立公園の機能の確保及び向上が進むよう、多面的な活用の取組をはじめ、公園価値向上のための取組について連携・協働を図る必要がある。
- 公園価値向上のため、都立公園全体の管理、運営を担う行政は、その責務として引き続き維持管理を適切に行う必要がある。
- 都立公園の管理、運営は、平時でも災害時でも適切かつ円滑に対応が行われるよう、民間と行政との間で協議・連絡体制を整える必要がある。特に、災害時の対応については、あらかじめ十分な協議の上、体制を整備しておくことが必要である。

(地域価値向上に向けた連携・協働)

- 民間と行政との間での協議・連絡体制の運営については、公園価値向上のみならず、地域価値向上にも十分な配慮をする必要がある。
- 都市再開発等より創出される広場空間と都立公園とを一体的に整備、管理される場合は、民間と行政とが緊密な連携を図るための体制を構築するとともに、両者が協働して、公園区域を越えた地域全体の魅力向上のための継続的なエリアマネジメントを進める必要がある。
- 上記のような一体的に整備、管理する広場空間については、公共的な性格を確保するため、計画、管理、運営に対する制度的な担保措置を講じる必要がある。
- エリアマネジメント団体・まちづくり団体等の活動が活発で、多面的な活用の取組が、周辺エリアと一体となって、地域全体の魅力や価値を向上させるポテンシャルがある場合には、多面的な活用に取り組む民間と行政とが、これらの団体との連携・協働に努めることが適当である。
- 中長期的な観点として、都立公園をランドスケープの視点から俯瞰しつつ、地域との相互理解を図り、協働しながら円滑な運営、取組ができる組織の形成、またその組織の運営方法等を検討することが望ましい。

参 考 資 料

- 1 東京都公園審議会諮問文
- 2 東京都公園審議会委員・専門部会委員名簿
- 3 調査審議の経緯

1 東京都公園審議会諮問文

28建公計第103号

東京都公園審議会

東京都公園審議会条例第2条の規定により、下記事項について諮問する。

平成28年9月16日

東京都知事 小池 百合子

記

都立公園の多面的な活用の推進方策について

「都立公園の多面的な活用の推進方策について」

諮問の趣旨

- 東京の魅力を高めていくためには、社会の成熟化による価値観の多様化やグローバル化が進む中、都立公園が、そのポテンシャルを発揮することで、新たな都市生活のニーズに対応していくことが求められている。

- そこで、都立公園について、民間のアイデアも取り入れた、多面的な活用を推進する方策を検討する必要がある。

2 東京都公園審議会委員・専門部会委員名簿

(平成29年5月22日現在)

(1) 東京都公園審議会委員

	氏 名	役 職 等
委員	今井 克治	弁護士
委員	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
委員	黒田 乃生	筑波大学芸術系教授
委員	桑野 玲子	東京大学生産技術研究所教授
委員	斉藤 庸平	兵庫県立大学名誉教授
委員	下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員	菅谷 博	ミュージアムパーク茨城県自然博物館名誉館長
委員	塚本 レイ子	東京商工会議所議員
○副会長 委員	中島 宏	(公財) 都市防災美化協会理事長
委員	八塩 圭子	東洋学園大学現代経営学部准教授
◎会長 委員	山田 勝巳	(社) 日本公園緑地協会顧問
委員	今井 國雄	都民委員
委員	高村 絵里	都民委員
委員	両角 みのる	東京都議会議員
委員	倉林 健二	財務省関東財務局東京財務事務所長
委員	町田 誠	国土交通省都市局公園緑地・景観課長

(審議中に退任した委員)

氏 名	在任中の役職等	在任期間
田中 朝子	東京都議会議員	平成27年11月30日から 平成28年10月13日まで
石川 良一	東京都議会議員	平成28年10月13日から 平成29年3月3日まで

(2) 専門部会委員

	氏名	役職等
委員	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
◎部会長 委員	下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	保井 美樹	法政大学現代福祉学部教授
専門委員	渡 和由	筑波大学芸術系准教授

※委員区分ごとに五十音順、敬称略

3 調査審議の経緯

平成28年 9月16日	平成28年度第1回東京都公園審議会
	・都立公園の多面的な活用の推進方策について（諮問）
	・専門部会を設置
9月20日	第1回専門部会
	・多面的な活用を推進するうえで必要な観点について
11月24日	第2回専門部会
	・多面的な活用のあり方について
	・多面的な活用の形態について
	・推進方策について
平成29年 1月30日	第3回専門部会
	・中間のまとめ（案）について
2月16日	平成28年度第2回東京都公園審議会
	・中間のまとめについて
3月 1日から 3月15日まで	中間のまとめに対する都民意見の募集
4月14日	第4回専門部会
	・中間のまとめに対する都民意見及び対応方針（案）について
	・答申（案）について
5月22日	平成29年度第1回東京都公園審議会
	・中間のまとめに対する都民意見及び対応方針について
	・答申について